

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十九年七月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利 活動法人の 名称	代表者 の氏名	主たる事務 所の所在地	定款に記載 された目的	定款変更の 内容	申請の日 あつた日
特定非営利 活動法人消 費者ネット 広島	吉富啓一郎	広島県広島 市中区上八 丁堀七番一 号	この法人は、消費者 に対して、各種消費 者被害の調査、情報 提供、救済活動事業 等を行い、消費者の 人権擁護及び社会 教育の推進に寄与 することを目的と する。	・特定非営利 活動に係る事 業の追加 ・理事の職務 の追加 ・役員との兼職 の通知と職務 の禁止の新設 の禁止の新設 ・理事会の構 成の追加 ・理事会の議 事の追加 ・消費者契約 法第二八条第 五項により積 立てられた積 立金に残余が ある場合の処 分の追加 ・附則の追加	平成一九年七 月二三日